



# 労基署便り 2016 28 年度 No.5



大河原労働基準監督署

## ◎ 平成 28 年労働災害発生状況 (1 月～7 月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
<b>製造業計</b>	<b>18</b>	<b>27</b>	<b>9</b>	<b>200 (2)</b>	<b>254 (2)</b>	<b>54</b>
食料品製造業	7	6	-1	92	118	26
機械金属製造業	6	10	4	56 (1)	77	21
<b>建設業計</b>	<b>14</b>	<b>19 (1)</b>	<b>5</b>	<b>201 (1)</b>	<b>232 (4)</b>	<b>31</b>
土木工事業	4	8 (1)	4	60	79 (3)	19
建築工事業	9	9		121 (1)	126 (1)	5
その他の建設	1	2	1	20	27	7
<b>運輸交通業計</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>-4</b>	<b>181 (3)</b>	<b>188</b>	<b>7</b>
道路貨物運送業	7	3	-4	150 (3)	155	5
<b>商業</b>	<b>12</b>	<b>19</b>	<b>7</b>	<b>195</b>	<b>219</b>	<b>24</b>
<b>全産業</b>	<b>80 (1)</b>	<b>90 (2)</b>	<b>10</b>	<b>1,174 (9)</b>	<b>1,260 (11)</b>	<b>86</b>

※ 休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※ ( )は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

### 「挟まれ・巻き込まれ」による災害が多発しています！！

7 月末現在、製造業の休業 4 日以上之死傷災害は 27 件と全産業の 30%を占め、昨年同同期に比較して 50%増加し、特に、「はさまれ・巻き込まれ」による災害が目立っています。

労働災害の防止には、リスクアセスメントを実施して、  
①職場の危険の芽（リスク）の特定、②リスクの大きさの評価、③優先度に応じたリスク低減が重要です。

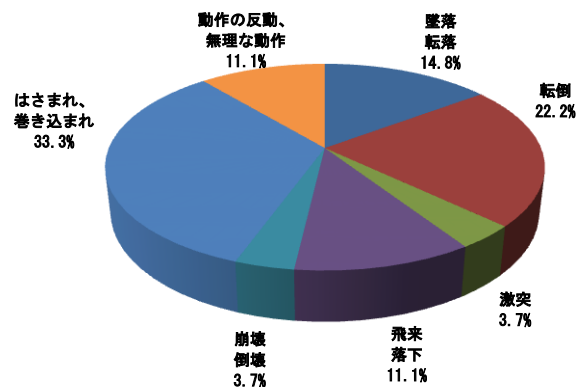
安全で安心して働くことができる職場のため、もう一度、職場の安全総点検を実施しましょう。

#### 【災害事例】

- ・ベルトコンベアの運転を停止しないでコンベアの下面を清掃して、手を巻き込まれた。
- ・成形機で不具合が発生したので、確認のために手を入れたところ、腕を挟まれた。
- ・混合機の清掃作業時、機械を停止したと勘違いして作業し、混合機に手を挟まれた。

#### 『職場点検を行い、安全の徹底をお願いします！』

- ・原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の危険箇所には覆い、囲い等を設けていますか？
- ・掃除、給油、検査、修理、調整の作業を行うとき、機械の運転を停止していますか？
- ・機械を停止しての作業中、作業員以外の人が機械を起動しないように表示板を取り付けていますか？



十月は「年次有給休暇取得促進月間」です。仕事と生活の調和のため、「プラスワン休暇」で連続休暇を。

### 第75回全国産業安全衛生大会（開催期間：平成28年10月19日(水)～10月21日(金)）

今年は「築こう未来へ 安全と健康でつなぐ 復興の架け橋」というテーマで、東日本大震災の被災地である宮城で開催されます。

防災・危機管理分科会、メンタルヘルス/健康づくり分科会など見どころ、聴きどころ多数です。また、会場までの無料シャトルバスも運行されます。

今後の労働災害防止に大いに役立つと思われますので、是非参加されてはいかがでしょうか。

## 今年の全国労働衛生週間は、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」です！

全国労働衛生週間は、事業場における自主的労働安全衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的に実施され、今年で第67回を迎えます。

過労死事案や精神疾患に係る労災申請、認定は、全国、宮城県ともに高水準であって、過重労働の放置は過労死等につながるほかに、メンタルヘルス不調の原因ともなっており、その対策の着実な実施が重要です。

また、平成26年6月の改正労働安全衛生法公布により、①ストレスチェック、②化学物質の表示義務拡大とリスクアセスメントによる管理、③職場における受動喫煙防止対策等に着実に取り組み、健康を確保していく必要があるところです。

平成28年度は、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。

各事業場におかれましては、9月1日から9月30日までの衛生週間準備期間及び本週間を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

### 「職場の健康診断実施強化月間」をステップに一層の健康確保対策を

政府が「日本再興戦略」において「健診受診率の向上」を掲げたこと等により、平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康確保対策の積極的な取組をお願いし、また、集中的・重点的な指導を行っているところです。

全国の一般定期健康診断の有所見率は毎年増加し、平成27年には53.6%に達しています。中でも脳血管疾患・虚血性心疾患の発症リスクが高いとされる「血中脂質」、「血圧」、「血糖」等の有所見率が高く、過重労働による健康障害の防止のためには、健康診断の実施と適切な事後措置の徹底が不可欠となっています。

趣旨を御理解の上、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に行っていただくようお願いいたします。

### 職場におけるメンタルヘルス対策、ストレスチェック制度について（第1回）

平成27年12月1日から、労働者に対するストレスチェックの実施が義務づけられました。

この制度は、労働者にストレスの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（1次予防）を図ることを目的としています。

労働者50人以上の事業場では、1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査（ストレスチェック）を実施しなければなりません（労働者50人未満の事業場は努力義務）。

ストレスチェックの実施手順は、次のとおりです。

- ① 実施方法など、社内ルールの策定
- ② 調査票の配布、記入
- ③ ストレス状況の評価、医師の面接指導の可否の判定
- ④ 本人に結果を通知
- ⑤ 個人の結果を一定規模のまとまりの集団毎に集計・分析
- ⑥ 職場環境の改善
- ⑦ ストレスチェックと面接指導の実施状況を監督署に報告

※ 具体的な手順等については、次号の労基署便りでお知らせいたします。

「ストレスチェック制度」に関する電話相談、導入支援については、**宮城産業保健総合支援センター**を御利用ください。  
**電話022-267-4229**  
(9時～17時)で行っています。  
※利用料は**無料**です

コースはレベル1～6の中で選んでください。

### 「せんなん禁煙チャレンジウィーク 2016」参加者を募集します！！

仙南保健所と監督署の共催で、11月11日(金)～17日(木)の1週間実施します。実施内容、お申込みは、仙南保健所成人・高齢班(0224-53-3120)まで。多数の事業場、経営トップや従業員の皆様の御参加をお待ちしております。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。